

ハイライト:

- ・平成15年度税制改正と改正雇用保険法を再び解説します
- ・年金額が減額されます

2003年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成15年度税制改正 及び改正雇用保険法 の詳細	1
年金額の改定につい て	2

ご挨拶

そろそろ梅雨入り宣言も間近となってまいりました。第14号では、前号でも取り上げましたが平成15年度税制改正及び改正雇用保険法の解説、並びに年金額の改定を取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成15年度税制改正及び改正雇用保険法の解説

前号にて平成15年度税制改正案の解説及び改正雇用保険法について簡単に説明いたしましたが、今回はその中でも皆様に関係する部分をより詳細に取り上げていきたいと思ひます。

新設された「相続時精算課税制度」は、通常は65歳以上の贈与者から20歳以上の子等にされた贈与に対して適用できますが、住宅取得資金の贈与に関しては、20歳以上の子等になされたものであれば親の年齢に関係なく適用でき、さらに通常の2,500万円の非課税枠に+1,000万円加算され、合計3,500万円が非課税限度額となります。

そこで例えば親61歳、子30歳時に相続時精算課税制度特例の住宅取得資金として800万円を親が子に贈与した場合、以後いくらの非課税枠が残っているかということ、住宅取得資金としてであれば3,500万円 - 800万円 = 2,700万円であり、住宅取得資金以外の贈与としては通常枠である2,500万円が残っていることとなります。注意が必要なのは一度この適用を選択してしまうと、以後その取り止めはきかないという点です。従って1度住宅取得資金の特例を利用し、以後は毎年110万円の贈与税基礎控除を利用しようと思ってもこれはできませんので、選択には十分な検討が必要といえます。

メリット: 2,500万円までの贈与であれば、贈与者が死亡するまで贈与税はかからない。税金負担なし

デメリット: 一度選択すると取消できない。相続時に多額の相続財産が残っている場合税金の負担が重くなるリスクがある。

転勤者に配慮した住宅ローン減税。平成15年4月1日以後に転勤等やむを得ない事由により居住の用に供することができなくなった後、その事由がやんで再入居した場合、再居住年以後(住宅を賃貸していた場合には再居住年の翌年以後)再び控除期間の残り期間については住宅ローン控除の適用が受けられることになりました。従来は住宅ローン控除の対象となっている住宅に家族を残し、控除適用者は単身赴任をしないと受けられませんでしたので、今後救済されるケースがかなり増えるものと思われま

し、この特例の適用を受けるには、居住の用に供しなくなる日までに転勤等の事由を記載した届出書に所定の事項を記入し、住所地の税務署長に提出する必要があります。さらに、再入居後に控除を再び受ける場合にも、所定の書類を提出する必要がありますので期限にご注意下さい。

改正雇用保険法の主要な改正点は次のとおりです。

短時間労働被保険者と一般被保険者の基本手当所定給付日数が一本化され以下のようにになりました。

特定受給資格者	1年未満	1年～5年	5年～10年	10年～20年	20年以上	基本手当の上限額
30歳未満	90日	90日	120日	180日	-	6,580円
30歳～45歳	90日	90日	180日	210日	240日	7,310円
(35歳～45歳)	90日	90日	180日	240日	270日	7,310円
45歳～60歳	90日	180日	240日	270日	330日	8,040円
60歳～65歳	90日	150日	180日	210日	240日	7,011円
特定受給資格者以外(全年齢)	90日	90日	90日	120日	150日	上記上限額参照

* 特定受給資格者: 倒産・解雇等の理由で離職を余儀なくされた方。

この他、教育訓練給付金の給付率及び上限額が下げられ、高年齢者雇用継続給付金の賃金低下率要件及び給付率が下げられ、平成17年4月1日以降は雇用保険料率が2/1000上げられるなど厳しい内容の改正となっています。

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp

年金額の改定について

厚生年金及び国民年金等の公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で、前年の全国消費者物価指数上昇・下落に応じて、その翌年度の年金額を自動的に改定する物価スライドが行われます。

これまで平成12年度から14年度までの年金額については、全国消費者物価指数は下落しましたが、年金額は据え置かれてきました。平成15年度の年金額については、保険料を負担する現役世代の賃金低下傾向も明白となり、世代間扶養によって成り立つ年金制度において、保険料を負担して高齢者を支える現役世代との均衡を図ることは重要な問題であることから、マイナス改定(0.9%)となりました。

この結果、老齢基礎年金は80.42万円から79.7万円へとさがり、老齢厚生年金は、{定額部分}1,676円×(1.875～1)×被保険者期間×0.991 {報酬比例部分}平均標準報酬月額×(10/1000～7.5/1000)×被保険者期間×1.031×0.991となりました。平成15年4月分からの改定ですので、4,5月分が支給される6月より改定後の金額での受給となります。

自分個人としては保険料を負担してない第3号被保険者(会社員等の被養配偶者)を巡っても、年金改革の論争は起きており、今後の年金改革からは目を離せないといえます。また、老後資金確保への自助努力が今まで以上に必要となってくるといえるでしょう。



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。